

入札監理小委員会
第697回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第697回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和5年8月2日（水）16：44～17：37

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 実施要項（案）の審議
○登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）（法務省）
3. 閉会

<出席者>

中川主査、浅羽副主査、辻副主査、生島専門委員、尾花専門委員、川澤専門委員

（法務省）

民事局 総務課

板谷民事監査官
木船法務専門官
小林企画第三係長
宮本係長

（事務局）

黛参事官、平井企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第697回入札監理小委員会を開催します。

初めに、登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の実施要項（案）について、法務省民事局総務課、板谷民事監査官から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○板谷民事監査官 法務省民事局総務課、民事監査官の板谷でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、皆様のお手元でございます実施要項案、右肩に資料1-2と記載されているものになりますけれども、この内容につきまして御説明申し上げます。

この実施要項案でございますが、現行の実施要項をベースといたしまして、本年5月に御審議いただきました事業の評価、その結果などを踏まえまして、必要な見直しを行ったものでございます。この作成に当たりましては、当然のことではございますけれども、公共サービス改革法、それから公共サービス改革基本方針、その他実施要項に関する指針などに準拠するとともに、独自のチェックといたしまして、チェックポイントを活用した事前確認を行うなどしたところでございます。

また、この実施要項案全体の構成でございますけれども、目次がございまして、右下のページ番号で申し上げますと2/90になりますが、この目次のとおりの構成となっております。この構成に従いまして、その次のページ以降に詳細を記載しているところでございますが、内容が大変複雑、多岐にわたりまして、また本日の説明時間にも限りがございますので、本日は現行の実施要項から見直しを行った点を中心に説明させていただきたいと考えております。

まず見直し内容の説明に先立ちまして、改めての確認ではございますが、本事業の概要について御説明申し上げます。実施要項案で申し上げますと、冒頭にございます「1 趣旨」、右下のページ番号3/90の一番上の部分でございます。4段落目にこの事業の概要が記載されておまして、ここにございまして、ここにございまして、本事業は全国の登記所が行う登記事務のうち登記簿等の公開に関する事務、これをいわゆる「乙号事務」と称しておりますけれども、この事務について包括的に民間事業者に委託するものでございます。

この事業は継続事業に当たりまして、次回の入札におきましては、現行の契約と同様に全国50局408庁の登記所を対象といたしまして、令和6年10月1日からの4年間を事業期間として本事業を実施する予定でございます。

それでは、具体的な見直し事項等について御説明申し上げます。まず、事業の評価を踏まえた対応について申し上げます。先般御審議いただきました事業の評価におきましては、入札手続において1者応札や入札不調が生じたことを受けまして、競争性の確保や安定的な事業の実施について一部課題が認められるとした上で、次期入札においてその改善を図る必要があるといった御指摘を受けたものと認識しております。

これを踏まえまして、まず1者応札への対応といたしましては、法務本省において当時の経緯を改めて確認いたしましたほか、1者応札となった法務局、具体的には長野と那覇の2局になりますけれども、そこで応札に至らなかった事業者をはじめといたしまして、現行契約を締結している全ての受託事業者に対して、改めてヒアリングを行ったところでございます。

こういったことによっても、残念ながら1者応札となった確たる理由については必ずしも明らかとはなりませんでしたが、このヒアリングの機会を用いまして、各事業者に対して、次回入札への幅広い参加について呼びかけを行ったところでございまして、各事業者からはいずれも前向きな回答をいただいたところでございます。また、今後の手続におきましても、各法務局から、新規事業者を含む幅広い事業者に対して入札参加の呼びかけを行うことといたしてございまして、こういった施策を通じて引き続き複数者応札となるよう努めてまいりたいと考えている次第です。

続きまして、入札不調への対応について御説明申し上げます。この点につきましても、先ほどの1者応札と同様に、法務本省におきまして当時の経緯を改めて確認いたしましたほか、事業者へのヒアリングを実施したところでございます。この入札不調の点につきましても、なぜ多く発生したかということについて確たる理由は必ずしも明らかとはなりませんでしたが、複数の事業者から、近年、労務単価が上昇傾向にあることを前提といたしまして、入札参加者としては、この4年間の契約期間における賃金上昇の上振れリスクをどうしても大きく見込まざるを得ないというようなお話がございまして、その結果として、入札額が高止まりしたといった意見が複数寄せられたところでございます。労務単価の上昇傾向につきましても今後当面続くものと私どもも見込んでおりますので、国におきましては、この労務単価の上昇傾向に見合った予算をしっかりと確保するといった取組を進めていくことが必要不可欠であろうと考えてございます。

また、そういった取組に加えまして、この実施要項案におきましても具体的な措置を講じてございまして、具体的には新たに賃金水準の変動に応じて委託費の変更を可能とする

条項を追加することといたしております。具体的な記載場所でございますが、実施要項案の右下のページ番号で4/90、下から2行目でございます「エ 賃金水準の変動を踏まえた委託費の変更」という項目を新たに設けることといたしました。この条項ですけれども、公共工事の請負契約などにおきまして用いられております、いわゆるスライド条項を参考にしたものでございまして、どういうものかと申しますと、契約期間中に生じた賃金水準の変動、あるいはそういった上昇分を委託費に適切に反映させることを目的としたものでございます。このような条項を設けることによりまして、事業者は入札時点において、将来の賃金水準の変動リスクを過度に見込む必要がなくなると考えてございまして、入札不調への対応としても一定の効果を期待することができるものと、私どもとしてはこのように考えてございます。

なお、この項目の具体的な運用につきましては、現在、令和6年度の予算概算要求に向けて、所要経費の積算と併せて鋭意検討を進めているところでございまして、現時点で詳細を明らかにすることは困難でございますけれども、その内容が固まり次第、入札参加予定者に説明してまいりたいと考えている次第です。

続きまして、話題が変わりまして、その他の修正変更点について概要を説明いたします。大きく3つの見直しを行っておりまして、具体的には1つ目が総合評価の必須項目の見直し、2つ目が実務経験者等の配置基準等の見直し、それから3つ目が総合評価の加点項目の見直しでございます。このような見直しを行っておりますけれども、これらの内容について説明いたします。

まず、1点目の総合評価の必須項目の見直しといたしまして、新たに不正行為の発生防止のための措置に係る項目を追加してございます。具体的な記載場所といたしましては、右下のページ番号で8/90ページになります。このちょうど中央部分に、アルファベットの小文字で「d」の項目を新たに追加してございます。この項目につきましては、先般の事業評価の中でも御説明申し上げましたけれども、現在の委託事業におきまして、登記事項証明書等の交付手数料に係る不正事件が発生したことを踏まえまして、その再発防止策として、事業者に対して一定の措置を講ずることを求めることとしたものでございます。なお、この項目の運用に当たりましては、事業者にとって過重な負担とならないように、別途定める提案書作成要領などにおきまして、具体的な提案事項や提案方法を明らかにすることを考えてございます。

続きまして、2点目の見直し事項として、実務経験者等の配置基準等の見直しについて

御説明申し上げます。現行の実施要項におきましては、乙号事務の適正かつ確実な実施を担保するため、一定の知識及び能力を有する実務経験者、あるいは実務経験者同等者を登記所ごとに一定数配置することなどを要件としてございます。これらの要件につきまして、受託事業者から、実務経験者等の確保に苦慮しているというような意見が複数寄せられたことがございましたので、こういった意見を踏まえまして、多様な事業者のさらなる参入の促進を図るという観点から、サービスの質を落とさない、質を維持することができるような範囲でその見直しを行ったものでございます。

その具体的な内容といたしましては、4つの見直し項目がございますので、順次御説明申し上げます。見直し後の各要件につきましては、この実施要項案の右下のページ番号では同じく8/90ページ、先ほどのdのすぐ下にございますが、(イ)の項目に記載してございますので、適宜こちらを御参照いただければと思います。

まず1つ目でございますが、実務経験者の要件の見直しを行ってございます。現在の実施要項におきましては、実務経験者の要件といたしまして、直近10年間に5年以上の勤務経験がある者との要件がございますが、これを見直しまして、この(イ)、aの④、9/90ページにございますが、「直近10年間に5年以上」だったものを、「直近8年間に3年以上」という形で要件を緩和してございます。

2つ目は、実務経験者等の配置基準等の見直しでございます。現在の実施要項におきましては、直近3か年の平均事件数が10万件未満の登記所について実務経験者等の配置基準を緩和しておりますけれども、この取扱いを見直しまして、同じく(イ)のただし書の部分にございますが、「10万件未満」だったものを「15万件未満」の登記所まで緩和の対象を拡大しているところでございます。

3つ目といたしましては、実務経験者等の配置人数の見直しを行ってございます。現行の実施要項におきましては、実務経験者等の配置人数につきまして、登記所の規模に応じて最低必要人数を設定してございますが、この取扱いを見直しまして、登記所の規模にかかわらず、一律に1名以上配置することといたしてございます。

4点目でございます。実務経験者等と業務管理者との兼務禁止規定の廃止を行ってございます。現行の実施要項におきましては、一定の規模を超える登記所におきまして、実務経験者等と業務管理者の兼務を禁止する規定を設けてございましたが、これを見直しまして、当該規定を廃止することといたしました。

このような4つの見直しを行うことによりまして、多様な民間事業者のさらなる参入の

促進を図ることができると考えてございます。また併せまして、先ほど御説明申し上げました1者応札への対応といたしましても、多様な民間事業者の参入促進を通じて一定の意義を有するものと考えてございます。

続きまして、その他の修正変更点といたしまして最後の3点目でございますが、総合評価の加点項目の見直しを行ってございます。実施要項案のページで申し上げますと、10/90ページの中央にございます配点表を御覧いただければと思いますが、まず政府全体の方針に基づきまして、「(オ) 賃上げの実施を表明した者に関する事項」という項目を新たに追加してございます。また、これに合わせまして他の加点項目の配分についても、受託事業者からの意見などを踏まえまして、必要な見直しを行ったところでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、実施要項案において行った主な見直し事項の説明でございました。

なお、この実施要項案につきましては、本年7月5日から18日までの2週間、パブリックコメントを行ってございまして、全体で11の個人・法人から、延べ52件の意見をいただいております。お寄せいただいた意見を踏まえまして、文言の適正化など必要な見直しを行ったところでございます。

以上、実施要項案の内容について説明いたしました。私ども法務省といたしましては、引き続き委員の皆様方の御指導を賜りながら、今後とも競争性の確保と安定的な事業の実施に努めながら、公共サービスの質の維持・向上、経費の削減を図ってまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項案について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

まず1つ目ですけれども、先ほどたしか法務省において、1者応札であった局、長野と那覇だったと記憶しております。そこの説明会に参加したものの入札に参加しなかった事業者に、参加しなかった理由をインタビューしたと記憶しておりますが、そのインタビューの内容を差し支えない範囲で教えていただけますでしょうか。

○宮本係長 法務省民事局の宮本と申します。入札説明会に参加したけれども応札をしなかった事業者のヒアリング結果でございますが、内容としましては、生の声といたしまし

て、入札不調の要素の一つとして申し上げた賃金の上昇傾向を見込んだ上で札を入れることについて、なかなかインセンティブが働かなかったというような趣旨の御発言はございました。また、事業所に関しても、この事業を実施するに当たっては、法務局の現場に従業員の方を配置していただくほか、事業者において管理部門を置いていただいて、現場の業務を管理していただくということも必要になってくるのですが、例えば那覇局、沖縄でございましたら本土から離れており、法務局の管轄内に事業所がないため、管理のコストは高くなってしまいうということ、なかなか参加のインセンティブが働かなかったというような声はございました。

ただ、一方でほかの法務局をみますと、管轄内に事業所がない事業者も参加しているといった事情もありますし、賃金上昇のことも含めて、他の法務局については入札に参加しているという事情もございましたので、先ほど御説明したとおり、なかなか1者応札の理由に確たるものとしては見いだせなかったというところではあります。

○辻副主査 ありがとうございます。今、伺っていて関心を持ったのは、確かに沖縄県ですと離島という特殊性があるかと思えます。ほかでしたら電車で行けるとかあるかもしれません。沖縄ですと、どうしても飛行機という選択しかなくなってしまうのかと思うんですけども、となると先ほどのスライド条項ですか、賃金を若干上げることができるという部分で論点は幾らか解決されたとしても、離島であるという部分について特殊性が残ってしまう感じがいたしまして、となると今回もまた那覇では1者応札になってしまうのではないかと不安に思ってしまったのですが、この辺りはいかがでしょうか。

○宮本係長 法務省の宮本でございます。確かに御懸念の点はあろうかと思しますので、私どもから事業者には、次期入札の参加について意向をお尋ねをしたのですが、お話を伺った事業者は、地理的な事情自体はなかなか変わらないけれども、前向きには検討したいというようなお話もいただきました。現在の契約については1者応札ということになりましたが、その前の入札においては、全ての局で複数者応札が実現できておりますので、次回入札では事業者への呼びかけを行い、前々回と同じように、複数者応札を実現できるようにしていきたいと思っております。

○辻副主査 分かりました。あと1点だけ、すみません。資料1-2の8/90でございます。

先ほど御説明いただいたこの真ん中辺りの、小文字のd、不正行為の発生防止のための措置を講じていること。審査の観点としては、不正行為発生防止のための管理・運営体制

が整備されていることとございます。この部分は、今まで応札して実際にこの仕事をなさっていた業者さんであれば、恐らく事故が発生した場合にはきっと法務省からいろいろと事故の概要とかが発表されて、類似の再発防止策とかがアナウンスされていたのではないかと推測されるんですけども、初めてこの事業に関心を持って手を挙げる方からすると、そのような情報が得られにくいのではないのかと思います。

今お伺いしたいのは、過去の事故の事例とかを、関心を持った業者さん、初めて手を挙げようと思った業者が、この再発防止策とかを簡単な手続で見ることにはできるのでしょうか。

○宮本係長 法務省民事局の宮本でございます。不正行為の発生防止の管理・運営体制を必須項目に追加した点ですが、この項目につきましては、過去に発生した個別の不正事件の対応に着目したものを前提とした提案をしていただくことを念頭に置いているのではなく、法人、事業者として一般に求められる程度の内部通報の制度などの管理体制といったものを構築していただく、あるいは構築しているということをしっかりと御説明していただく項目として設定しています。詳細につきましては、新規事業者の方も含め、入札に参加する方に、しっかりと分かりやすいようにお伝えしていきたいとは思っているところでございます。

○辻副主査 ありがとうございます。でしたら、dのところを今おっしゃった内容をできればもうちょっと詳しく書いていただいていると、初めて手を挙げようと思った方がこの実施要項を見るだけで幾らか分かるような形で表現していただければと思いました。お願いいたします。

○宮本係長 ありがとうございます。御指摘を踏まえて、少し検討したいと思えます。

○中川主査 生島委員、お願いいたします。

○生島専門委員 御説明ありがとうございました。質問させていただきたいのですが、契約状況等の推移ですけれども、直近のデータで見ますと、それまでの過去よりも何というか、落札率が割と全体的に高くなっている印象があるんですけども、それはどういうふうな事情なんでしょうか。過去は70%台とか60%台とかもあったかという感じがしたのと、あと複数応札で予定価格内でも、落札率は100%になるんだなというところがどういうふうにかかるのか、教えていただければと思いました。よろしく申し上げます。

○板谷民事監査官 法務省でございます。確たることを申し上げるのは難しいですが、一つ想定される理由といたしましては、かつてはその事業を始める頃は事業者の見積り、市

場価格と申しますか、適正価格が何なのかということはずっと模索しながら初期の頃の事業は展開されておりましたが、入札を重ねることによって、徐々に事業者の見積もる必要額と我々が予定する価格が近づいていって、結果として、率が少しずつ上がっていった。そういうことが一つ原因として考えられるのではないかと考えています。

以上でございます。

○生島専門委員 どうもありがとうございます。そうすると、逆に何というんですか、競争入札の結果で契約額が下がっていているというのは、例えば直近の年度で見ると、どれぐらいかかったとかというのは何となく、ざっくりあたりするのでしょうか。

○板谷民事監査官 契約件数で言うと52ありますので、個々の契約単位でどのように推移しているかというのは手元に資料がないので分かりかねるのですが、全体的に大きな傾向として申し上げますと、人件費がずっとここ10年ほど上昇していますので、その傾向に沿った形で事業費は全体的に右肩上がりで増えております。それが契約総額ですけれども、個々の契約を見ていっても多少下がっている局もあるかもしれませんが、全体傾向としてはずっと契約額自体は上昇しているというのが現状でございます。

○生島専門委員 なるほど。そうすると、予定価格とあれが、実際に入札額が合ってきたといっても、契約額が下がったのかとイメージしたんですけれども、そういうわけではないということですね。けれども、それは賃金の上昇部分を除けば、経費削減の効果はあるかと全体としては見ておられるのでしょうか。

○板谷民事監査官 そのように考えています。予定価格自体も、賃金の上昇をベースに可能な限り合わせるような形で上げていっていますし、それに伴って、実際の契約額も上がってございます。そういった中であっても、従前、国が直接実施した頃と比較しますと、経費削減の効果は十分に出ているというふうに、前回の事業評価の中でも説明させていただいたとおりでございますが、そのように評価しているところでございます。

○生島専門委員 分かりました。その傾向は現在も続いているというか、落札率は上がっているように見えるけれども、経費削減効果は賃金上昇を除けば続いているというふうに拝見されていると。その数値も、個別に1個1個のところでお持ちということですね。もしあればまた今度、拝見させてください。お願いします。

○板谷民事監査官 承知いたしました。

○生島専門委員 以上です。どうもありがとうございました。

○中川主査 川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明どうもありがとうございました。

実施要項の賃金水準の変動を踏まえた委託費の変更ということで、複数年契約でもあるので、こういった取組をされるということ自体は非常に重要だと考えております。それを前提として、先ほどの御説明の中で公共工事の仕組みを参考にとのお話がございました。公共工事の場合は、工事設計労務単価で全体としての上げ率とか、そういったところに基づいて個々の契約金額が変更されると理解しているのですが、一方で委託費の、人件費についてはそういった共通的な単価設定がないと思いますので、その賃金水準の変動をどういうふうに設計するかというところはまさにこの事業の、事業者さんとの間で個別の協議の上で考えていかなくてはいけないことなんだと思います。

ですので、その難しさがあると思いますので、まさに今、詳細は検討中と理解しているのですが、少し懸念していますのは、どの程度まで見て、どういうことを条件とするのかによって、やはり入札の際に次点の候補者も、不服申立ての可能性がある場合もあると思いますので、その辺りの設計は、入札公告の前までにはある程度明らかにした上で公告されるという理解でよろしいでしょうか。

○板谷民事監査官 まさに御指摘いただいたような難しさがあるんだろうと私どもも思っています、その点について目下、予算概算要求の積算と合わせて検討中であるというのは先ほど申し上げたとおりでございます。また、目標時期といたしましても、今、御指摘いただいたように、一つの目標として入札公告というところを目指して、私どもも制度設計を進めてまいりたいと考えてございます。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。少なくとも公告前に明らかになって、この具体的な内容について実施要項に記載する、もしくは説明会で丁寧に説明がされるということであれば、公平性の観点から懸念が少しは払拭されるのかと思いますので、その辺りはまた事務局と調整された際に教えていただければと思いました。

2点目が、今回、委託業務に係る知識及び能力についてかなり緩和されたと理解しております。その場合にマニュアルの充実とかシステム化が非常に重要だと思っていて、マニュアルやシステム化の状況はいかがでしょうか。例えば実施要項の2(3)の2つ目のパラグラフに、「受託事業者は、法令等に反しない限り、その創意工夫を発揮するために手引書と異なる取扱いをすることができる」というふうにあると思います。例えばこれについて異なる扱いをした場合には、そのマニュアルにきちんと反映した上で納品、マニュアルを改訂していくといったような、マニュアルとかシステム化をより強化した上で、委託

業務に関わる実施能力、知識を緩和すると言うほうが安全かと思ったのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○宮本係長 法務省の宮本でございます。手引書については、事業者の声も踏まえながら実態に合わせて業務を効率化できる部分について効率化を図ってきたところであります。その上で、これまでの委託業務の運用を見ると、先ほど御指摘いただいたような、資格要件の緩和をしても安定的な事業を実施していけるだろうという判断の下で、次回入札においては緩和していこうかと思っているところでございます。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。続いて実施要項14の委託業務に係る評価に関する事項で、(2)にエ、実施経費とあるかと思えます。今回、先ほど賃金の変動に関わる条項が新たに追加されたものですから、実施経費を例えば委託費総額だけとか、あと、なかなかそこについての評価が難しいかと思ひまして、例えば人事経費だけではなくて内訳として人件費、今までもそういったところも開示してくださっていたかもしれないのですが、特に人件費とか賃金水準、過去のものも含めてその辺りの詳しい点についても評価の事項として明記しておいたほうがいいのかも思ったのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○宮本係長 法務省の宮本でございます。御指摘を踏まえて、次期の契約における賃金の状況であったり、そういったところも何が開示できるかというのは引き続き検討していきたいと思っております。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。個人の情報になるとなかなか開示しにくい部分はあると思ひますので、調査を実施したけれども開示に値するものかとか、そのところの御判断はあると思うのですが、事務局と賃金の取扱いについて協議した上で、御報告いただけるとありがたいと思ひました。

最後の1点が、一番最後のページに「カ 人権配慮」というところを加えているかと思ひます。これは一律全ての事業で、法務省で加えているような条項なんでしょうか。

○宮本係長 法務省の宮本でございます。こちらにつきましては、法務省の中での運用となりますが、政府方針として公共調達に当たっては入札に参加する方とか落札者に、こういった人権の配慮を求めていくというような大きな方針が大本にございますので、我々もこれに沿って、この条項を設けたというものになります。

○川澤専門委員 なるほど。「努めるものとする」と書いてあるのであれですけども、例えば実際に人権尊重に取り組んでいるかといったところまで踏み込んで確認したりする意

向はあるのでしょうか。もしくは書いて、事業者にそこは委ねるといような形になるのでしょうか。

○宮本係長 こちらにつきまして、政府全体の方針では、委託業務について個別的な義務を課すものではないと伺っておりますので、基本的には努力義務として呼びかけるということになるかと思えます。いずれにいたしましても、政府全体の運用に即して、私どもも運用してまいりたいと思っております。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○中川主査 ほかに御質問。浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽副主査 浅羽でございます。先ほどの賃金の話ですけれども、4/90などで、「賃金水準の変動」とうたわれているんですけれども、これは「上昇」とせずに「変動」としたのは、仮に4年間の中で賃金水準が今の現状ですと上がると思って、それを想定してやるというふうなことでしょうけれども、長らくデフレにいた人間としては、場合によっては下がる可能性もある中で、これは下がることもあり得るということで「変動」なんのでしょうか。あるいは、いや、基本的には下がるということは、協議の上でやることなので、委託費を下げることはないといようなことでしょうか。いずれか御教示いただければと思います。

○宮本係長 法務省の宮本でございます。具体的な運用については、繰り返しになりますが、今、検討中でございますので、決まり次第入札参加者に説明したいと思っておりますが、下がる場合も含めての条項ということで念頭に置いております。参考にしているスライド条項については、契約当事者の公平の観点から減額変更する場合も含めた規定になっておりますので、私どもで検討している条項についても、賃金水準が下がれば減額をするという運用を想定しております。

○浅羽副主査 そうだろうなと。下がることを想定されているのであればなおのこと、本来、今後の運用についてフェアに。フェアというのは、委託者、受託者どちらにとってもフェアになるような形で、後々トラブルにならないような形でやる必要がより重要だろうと思うところです。

これは意見ですので、どうもありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

○中川主査 ほかに御意見、御質問はございますか。

尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 今まで委員がたくさん質問してきた賃上げの実施について、不正であった場合のサンクションというのがなお書きで表現されているかと思うのですが、うそをついて賃上げしていなかったような場合に、本契約の解除というサンクションではなく、別の入札についての評価を減ずるとかいうのを今、検討されていると理解してもいいでしょうか。

○宮本係長 法務省の宮本でございます。御指摘のなお書きのところ、これについては賃上げを表明したのにしなかったという場合には、別の、同じく総合評価の入札に参加したときには減点されるというものです。こちらの運用につきましても政府全体の運用、大本は財務省から示されている財務大臣の通知がございまして、そこに示されているとおりの運用としておりますので、私どもも同じように、今後、運用していこうと考えております。

○尾花専門委員 分かりました。でも、そうすると財務省が決めたから従われるということではあるのですが、次の入札とかを考えていない人からすれば、何らサンクションを受けないことになってしまうんですねという、感想だけ申し述べさせていただきたいと思えます。

以上です。

○中川主査 辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。今の論点にも関わりがあるんですけども、恐らくここまで考えなければいけないかは分かりませんが、例えば今回、あえてなお書きを潜脱して、ちゃんと賃上げしなかったと。次回の入札のときにどんなことをするかというと、例えば法人格を変更したり、合併したり、分割したりとか法人格をいじることによって、いろいろ潜脱することが可能かもしれませんので、財務大臣通知にその辺りの法人格をいじってうまく潜脱することを阻止するような条項がもしないのであれば、今後、その辺りは議論していただければと思いました。

以上でございます。

○宮本係長 法務省の宮本でございます。私どもも受け身になるのではなくて、我々の入札で課題がございましたら、それはしっかりと大本のところとも調整しながら対応していきたいと思っています。

○中川主査 ほかに御意見、御質問はございますか。よろしいですか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 本日は御審議いただきまして、どうもありがとうございました。先生方からも

何点かご指摘をいただいたかと認識しておりますので、そこについてこちらの認識を確認させていただきたいと思います。

まず辻副主査から御指摘をいただきました、今回、新たに追加した総合評価の必須項目審査で、不正行為の発生防止のための措置を講じていることというところにつきまして、法務省で一般的な内部統制とか、内部監査の仕組みを想定しているというようなことを、実施要項上も明記したほうがいいのではないかとというような御指摘だったと認識しております。こちらにつきましては、法務省で実施要項に追記するかどうかというようなところを改めて御検討いただきまして、その結果をまた委員・専門委員の方々にメール等で説明させていただきたいと考えてございます。

2点目ですけれども、生島専門委員から御指摘いただきました落札率等の推移の関係でございまして、こちらにつきましては、生島専門委員がイメージされているのは、各法務局ごとの委託金額の推移が分かる資料の提出をとというようなところでしょうか。もしかしたらそこはイメージが違うかもしれないので、改めて教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○生島専門委員 委託局ごとの合計があってもいいかと思っているんですけれども、単に契約額だけではなくて、多分、賃金上昇率を除かないと、実際の経費削減効果は見えないのかと思ったので、そこを考慮した、何ていうんですか、落札では見えにくい経費削減効果が実際どれくらいあるのかというところを各年度で見られたらいいのかと思って、お願いさせていただきました。

○事務局 承知いたしました。ありがとうございます。

そういたしますと、どこまで遡るべきかといったようなところがございまして、この委託事業を開始いたしました平成19年度からとなると、また賃金の上昇率もどういふふうを考えていくかというようなことで、なかなか難しいところもあるかと思いますので、そこは法務省と、過去何年度まで対応が可能かというようなことを検討させていただきまして、可能なところで資料としてまとめていくという形にさせていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○生島専門委員 はい、もちろんです。毎年毎年、何らかの一定の効果が出ているのかということが直近で見られればよろしいかと思ひまして、落札価格が何となく少し高くなってきたのかという印象はあるけれども、そうじゃないんだよというデータがあるのであればそれをお示しいただきたいと思って、御質問させていただいた次第でございまして。

なので、それで結構です。ありがとうございます。

○事務局 かしこまりました。ちなみに法務省で既存の資料はないというような理解なのですが、それで法務省のほうはよろしいでしょうか。

○宮本係長 法務省でございます。今の御指摘で思い当たるものが資料としては手元にないのかと思っておりますので、事務局と御相談させていただければと思います。

○事務局 承知いたしました。それでは、最近の賃金の上昇傾向とは落札率の関係ということで、最近、少なくとも前回、前々回といったようなところで、何らか資料として御説明ができるような形で、法務省とも相談しながら準備したいと考えております。

次に川澤専門委員から御指摘をいただいた点でございます。まず1点目が、賃金水準の変動を適切に委託額に反映させていくということで、そこが各事業者にとってフェアになるような形での制度設計をというところで御指摘いただいたと認識しております。こちらについては、まず具体的な運用は法務省で検討中ということでしたけれども、こういった形で法務省から各事業者のほうに説明する予定なのかといったようなプランを委員・専門委員の方々に説明させていただくというような理解で、必ずしも運用全てを詰めた上で説明させていただくということではないと考えておりますが、そのようなことでよろしいでしょうか。どのような形で法務省においてこの条項について運用し、その方針を事業者に説明するかというような予定等を委員・専門委員の方々に事前に御説明するというような形でよろしいでしょうか。

○川澤専門委員 ありがとうございます。実際どう運用するのかということと、どういふふうに周知するのかというところを事務局と調整していただいて、その結果を情報共有させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。本委員会での審議は遅くとも9月ということで予定しております。その時点までにどこまで御説明できるかというようなところを少し心配しております。法務省とも十分に検討させていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしても、本委員会の前に御説明できる部分だけは整えて説明させていただくという形を取りたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○川澤専門委員 可能な範囲でタイミング含めてお任せしますので、よろしく願いいたします。

○事務局 かしこまりました。ありがとうございます。

それから川澤専門委員からもう1点、評価の際の実施経費について、人件費も含めて明

らかにしたほうがいいのかというような御指摘をいただきまして、こちらについてもどのような形で評価の際に情報開示していくかということ、実施要項の修正が必要かどうかとも併せて検討させていただきまして、その結果を委員・専門委員の方々に説明させていただくという形を考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

○川澤専門委員 大丈夫です。お願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。本日、ご指摘いただいた事項は以上かと事務局としては認識しておりましたけれども、ほかに論点漏れ等がございましたらこの場で御指摘いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○中川主査 よろしいですか。はい。

○事務局 ありがとうございます。法務省から、先生方に質問しておきたいというようなところはございますか。

○宮本係長 法務省でございます。私どもからは特段ございません。

○事務局 承知いたしました。そうしましたら、また事務局と法務省で調整させていただいて、その結果について後ほど御報告させていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、法務省におきまして引き続き御検討いただき、事務局を通して、各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○事務局 それでは、法務省の方、御退室ください。

(法務省 退室)

— 了 —